

# 「接続料の算定等に関する研究会（第67回）」 ヒアリング資料

**NTT**  
**docomo**

2023年1月24日

I

指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて

II

トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か

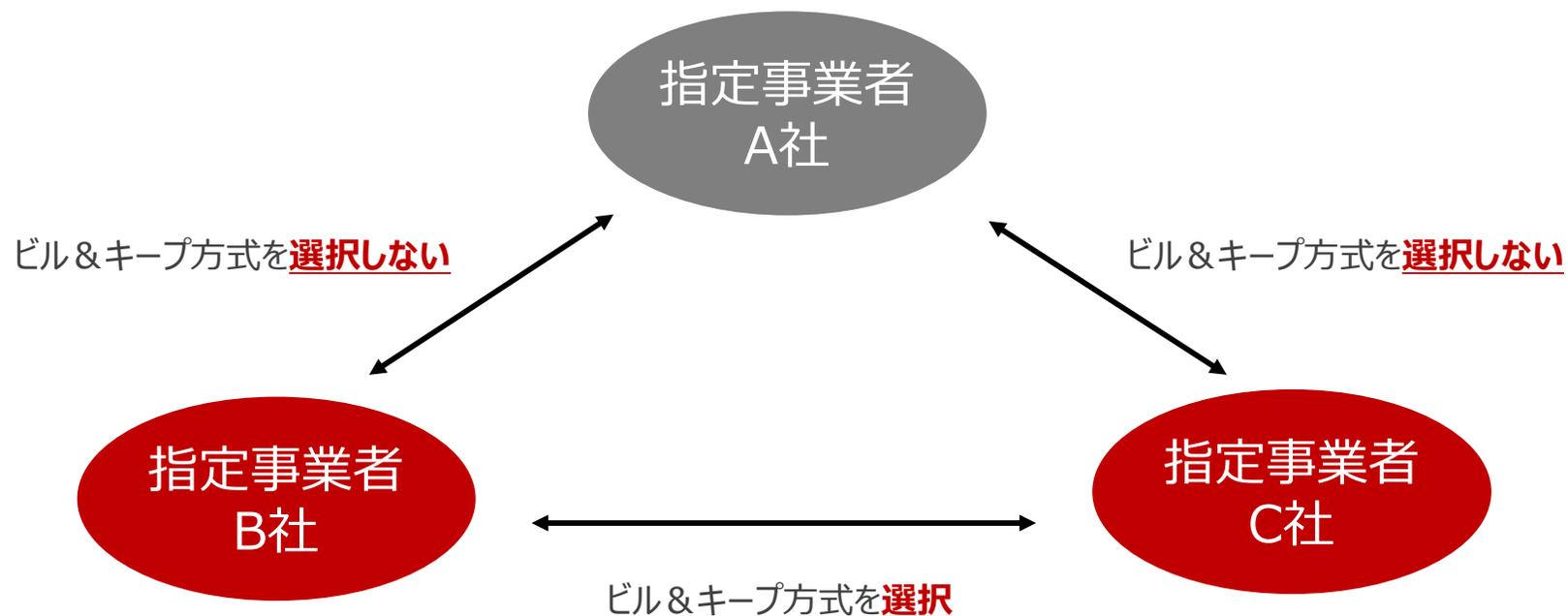
III

その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について

# 公正競争上の懸念事項について

指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&キープ方式を選択している場合、当該事業者が他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、公正競争上の懸念はないと考える

<公正競争上の懸念が生じ得る例>



# 希望する事業者間のビル&キープ方式の選択について

第一種・二種指定設備設置事業者は制度上、接続約款によらない協定を締結できないことからビル&キープ方式を選択できないが、全ての事業者が双方の合意がある場合はビル&キープ方式を選択できるようにすべき

	第一種指定事業者 (固定)	第二種指定事業者 (モバイル)	その他の事業者
接続料規制	接続約款の <u>認可制</u>	接続約款の <u>届出制</u>	<u>規制無し</u>
ビル&キープ方式 の選択可否	×	×	○

I

指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて

II

トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か

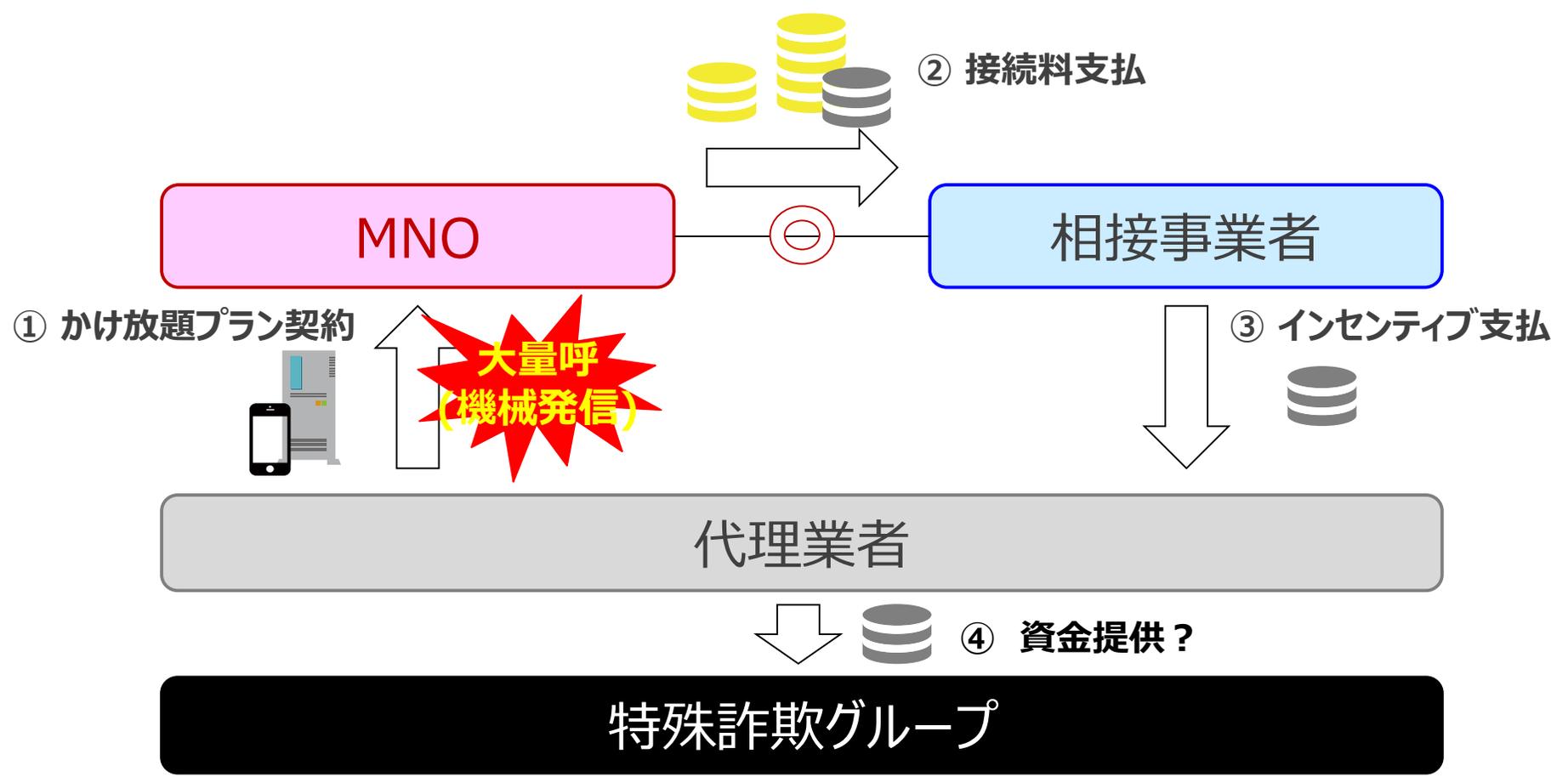
III

その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について

# トラフィック・ポンピングとは

22年11月当社プレゼン資料

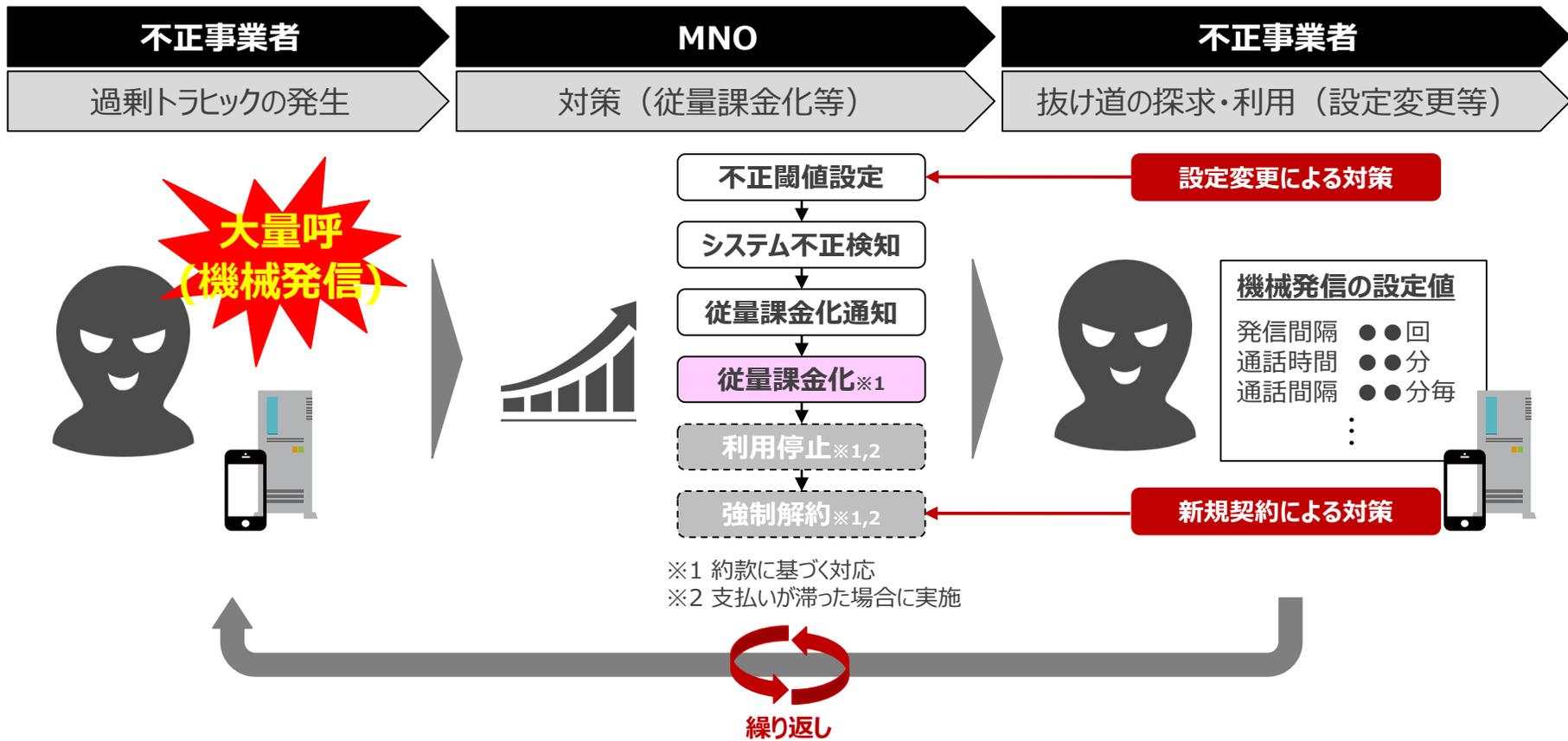
相接事業者が、MNOから接続料を詐取する目的で、代理業者を用いて大量通信を発生させるトラフィック・ポンピングが現に発生しております  
 また、その資金の一部が特殊詐欺グループへ流出しているとも言われております



# トラヒック・ポンピングの問題点

22年11月当社プレゼン資料

問題解決に向けてMNOは従量課金化等による対策を講じているものの、不正事業者が抜け道を探し出すことで大量発信を続けており、事業者による根本解決が難しい状況です



トラヒックポンピングの根本解決を行うためには、**ビル&キープの導入**が必要であり、それに向けて、行政による**接続料水準差の検証・是正**や**業務改善命令**の発動が必要

# 裁定方針について

裁定方針では、接続料は適正原価・適正利潤の考えに基づき算定することが基本  
指定設備設置事業者以外でも、会社法等に基づく計算書類等が存在する場合には、  
接続会計等を整理の上、接続料の算定根拠となるデータの提供は可能と考えられる

## 接続等の金額に関する裁定方針

(総務省 平成30年1月)

1. **適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本**とし、算定根拠データ提供を関係当事者に対して求める
2. 1.の原価計算において**有効と認められるデータ提供が行われない場合は、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いる**

## 法令で求められている会計の整理

(株式会社の場合)

	法令上作成が必要な書類
会社法 (第435条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸借対照表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・株主資本等変動計算書</li> <li>・個別注記表</li> </ul>
法人税法 (第5条、第74条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税申告書 (別表1～19) 以下は提出にあたって必要な添付書類</li> <li>・貸借対象表</li> <li>・損益計算書</li> <li>・株主資本等変動計算書</li> <li>・勘定科目内訳書</li> <li>・法人事業概況説明書</li> </ul>

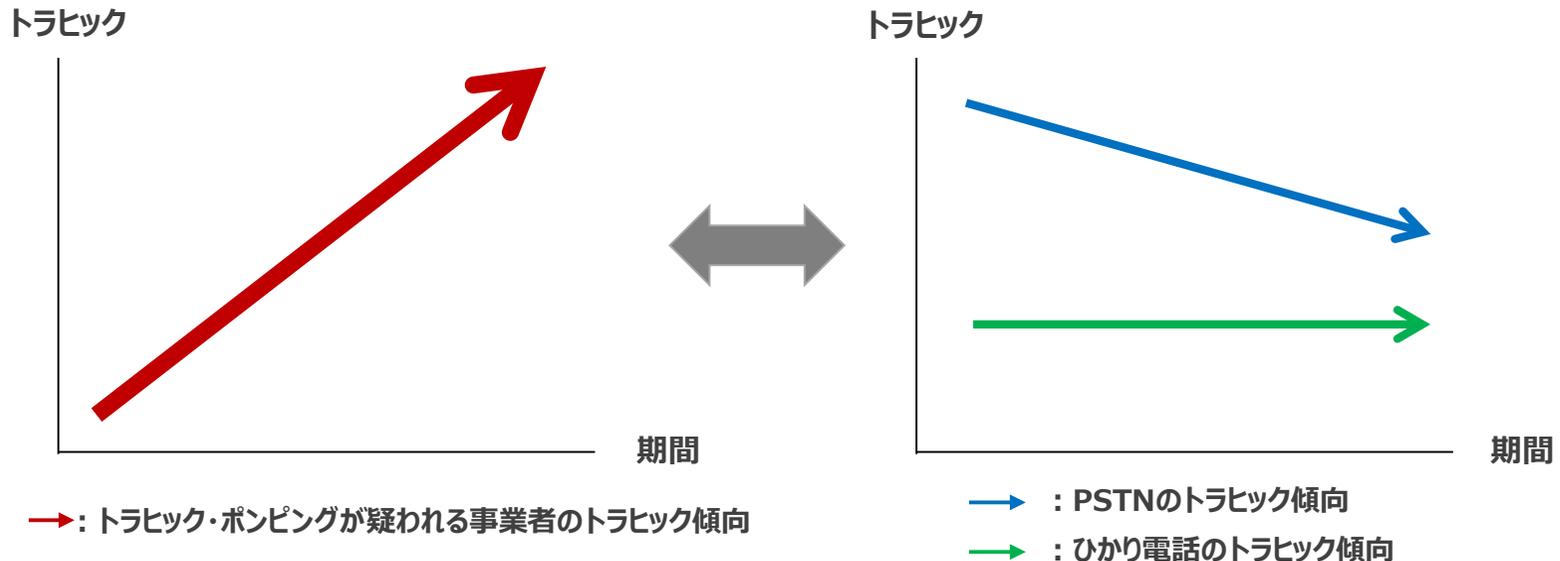
# 裁定方針におけるビル&キープ方式の採用について

仮に有効と認められるデータ提供が行われない場合、ベンチマークとする適切な接続料も存在しないケースが想定される

根本的な解決手段としてビル&キープ方式を用いることを裁定方針として定めるべき

## LRIC接続料はベンチマークとして適さない

トラヒック・ポンピングが疑われる事業者のトラヒックは増加傾向であるが、NTT東西のPSTNトラヒックは減少傾向でありベンチマークとして適さない



I

指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&キープ方式を選択できるようにすることについて

II

トラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&キープ方式を採用することは適当か

III

その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について

# 利用者利便の向上

ビル&キープ方式は、IP網への移行と併せて全事業者一律に導入し、ビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき

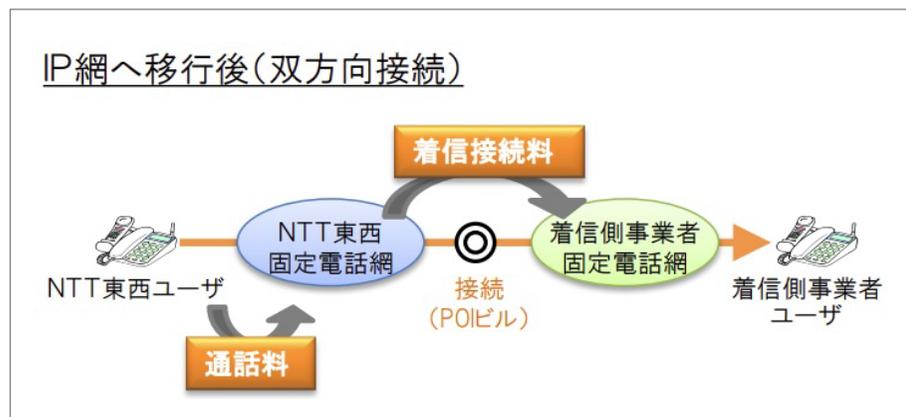
当社としても、ビル&キープ方式の導入により低廉で使いやすい料金の実現を目指す考え

## IP網への移行

### 全事業者一律での制度導入の契機に

IP網への移行に伴い、全事業者が対称・対等な2社間の直接接続となるため、全事業者一律でのビル&キープ方式導入の契機となる

#### IP網へ移行後の接続形態



出典：情報通信審議会 接続政策委員会（第42回） 事務局資料（令和2年6月）

## ビジネスモデルの転換

### 定額制料金等の柔軟な料金設計が可能

自網自己負担となると、他事業者の接続料水準に左右されずに利用者料金を決定することが可能

#### ■ビル&キープ方式導入効果

〔通話料の費用構造イメージ〕



出典：2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会（第12回）配布資料（平成26年7月）

# 事業者間の公平性の確保

ビル&キープ方式は、音声接続料水準の高止まり、及び接続料水準差の解消など、事業者間の公平性の確保につながる

## 固定事業者との間の公平性の確保

### IP電話に係る接続料水準の高止まり解消

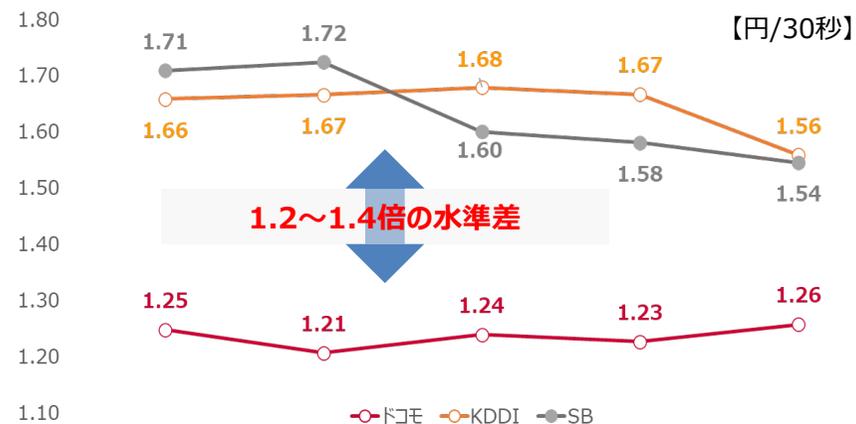
NTT東西・ひかり電話と同様にIP設備を使用しているのにも関わらず、固定事業者・IP電話の接続料水準は、LRICをベンチマークの一つとしている

事業者・機能	21年度接続料【円/3分】
NTT東・ひかり電話	1.37円
NTT西・ひかり電話	1.46円
NTT東西・LRIC (IC)	8.91円
固定事業者・IP電話	構成員限り

## モバイル事業者との間の公平性の確保

### 音声接続料水準差の解消

縮小傾向にあるが、事業者間の音声接続料の水準差が現に生じている



適用年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
水準差 対KDDI	1.3	1.4	1.4	1.4	1.2
水準差 対SB	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2

# 新時代に対応した音声接続料制度

ビル&キープ方式は、音声サービス市場が縮小している中、新時代に対応した働き方改革を進める上でも、官民の規制コスト最小化に資する最も簡便で最適な方式

## 音声サービス市場全体としては縮小傾向

アプリ等による音声代替サービスや、SNSによる新たなコミュニケーションが進展

## 音声接続料の算定等には相当な稼働、コストを要する

接続料算定、事業者間協議、事業者間精算、明細システムの維持・管理など

## 相応の知識・技能を有する人材の確保が困難

上記を踏まえ、なり手の確保が困難であり、地道な作業におけるモチベーション確保も必要

# まとめ

- 指定設備設置事業者を含む全ての事業者が双方の合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにすべき
- トラヒック・ポンピングは現に発生しており、早急に解決すべき政策課題であるため、接続に係る協議の根本的な解決手段として、ビル&キープ方式を用いることを速やかに裁定方針に定めるべき
- また、2社間で直接接続となっているモバイル事業者間等は、特段の支障※1が無ければ、ビル&キープ方式を導入していくことが望ましい

※1 接続料収入が超過している事業者からの反対が想定されるが、法益的な政策を検討する際に配慮されるものではない

- 将来的には、2025年のIP網への移行と併せて、特段の支障※2が無ければ、全事業者一律にビル&キープ方式を導入し、ビジネスモデルの転換による利用者利便の向上を図るべき

※2 需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者、片務的な接続形態（サービス呼の1レグ目）など

- 当社としても、全事業者一律のビル&キープ方式の導入により、低廉で使いやすい料金の実現を目指す考え

# APPENDIX

## (ヒアリング項目へのご回答)

# 各論点及び当社の考え①

## (1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

論点	当社の考え
<p>①：指定設備設置事業者が、希望する接続事業者との間でビル&amp;キープ方式を選択できるようにすることについて</p> <p>公正競争上の懸念事項はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>指定設備設置事業者が合意に基づき個別にビル&amp;キープ方式を選択している場合、当該事業者が他の事業者と合理的な理由なく同方式を選択しないということがなければ、<u>公正競争上の懸念はない</u>と考える</li><li>第一種・二種指定設備設置事業者は制度上、接続約款によらない協定を締結できないことからビル&amp;キープ方式を選択できないが、<u>全ての事業者が双方の合意がある場合はビル&amp;キープ方式を選択できるようにすべき</u></li></ul>

# 各論点及び当社の考え②

## (1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

論点	当社の考え
②：指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択することが可能となった場合に留意すべき事項について	
<p>希望する接続事業者以外の事業者であっても、例えばトラヒック・ポンピングへの関与等が疑われる事業者との間でビル&amp;キープ方式を採用することは適当か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>トラヒック・ポンピングは現に発生しており、早急に解決すべき政策課題</u>であるため、関与等が疑われる事業者との間の協議が調わず裁定となった場合等、接続に係る協議の根本的な解決手段として、<u>ビル&amp;キープ方式を用いることを裁定方針に定めるべき</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 裁定方針では、接続料は適正原価・適正利潤の考えに基づき算定することが基本</li> <li>✓ 指定設備設置事業者以外でも、会社法等に基づく計算書類等が存在する場合には、接続会計等を整理の上、接続料の算定根拠となるデータの提供は可能と考えられる</li> <li>✓ 仮に有効と認められるデータ提供が行われない場合、ベンチマークとする適切な接続料も存在しないケースが想定される</li> <li>✓ 根本的な解決手段としてビル&amp;キープ方式を用いることを裁定方針として定めるべき</li> </ul> </li> </ul>
<p>上記が適当である場合、他にビル&amp;キープ方式を採用することが適当と考えられる場合はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>2社間で直接接続となっているモバイル事業者間等は、特段の支障が無ければ、ビル&amp;キープ方式を導入していくことが望ましい</u></li> </ul>
<p>指定設備設置事業者と接続事業者の間にネットワーク構成や音声接続料の水準差があることについてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• NTT東西・ひかり電話と同様にIP設備を使用しているのにも関わらず、<u>固定事業者・IP電話の接続料水準は、LRICをベンチマークの一つとしているため、高止まりしている可能性がある</u></li> </ul>
<p>その他考慮すべき事項はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 接続料収入が超過している事業者からの<u>反対が想定されるが、法益的な政策を検討する際に配慮されるものではない</u></li> </ul>

# 各論点及び当社の考え③

## (1) ビル&キープ方式を選択可能とすることについて

論点	当社の考え
<p>③：その他、音声接続料に係る望ましい制度の方向性について</p> <p>最終答申において議論された、音声接続料に係るその他の制度（指定設備設置事業者以外も含めた着信接続料規制、pure LRICの採用等）について、現状を踏まえた上でどのように考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の理由より、<u>IP網への移行と併せて、特段の支障※が無ければ、全事業者一律にビル&amp;キープ方式を導入すべき</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ビル&amp;キープ方式導入によってビジネスモデルが転換すると、定額制料金等の柔軟な料金設計が可能となり、<u>利用者利便の向上が図られる</u></li> <li>✓ ビル&amp;キープ方式は、音声接続料水準の高止まり、及び接続料水準差の解消など、<u>事業者間の公平性の確保につながる</u></li> <li>✓ ビル&amp;キープ方式は、音声サービス市場が縮小している中、新時代に対応した働き方改革を進める上でも、<u>官民の規制コスト最小化に資する最も簡便で最適な方式</u></li> </ul> </li> <li>当社としても、全事業者一律のビル&amp;キープ方式の導入により、<u>低廉で使いやすい料金の実現を目指す考え</u></li> </ul> <p>※ 需要の拡大期にある小規模な新規参入の事業者、片務的な接続形態（サービス呼の1レグ目）など</p>

## (2) その他音声接続料に関して見直すべき措置について

論点	当社の考え
<p>第二種指定設備設置事業者間の音声接続料の水準差についてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>縮小傾向にあるが、事業者間の音声接続料の水準差が現に生じている</u></li> <li>需要の算定方法の差分が接続料水準差に影響を与えている可能性があり、事業者間で合致しているか検証が必要</li> </ul>
<p>その他検討すべき事項はあるか。</p>	<p>— (意見なし)</p>